

令和2年5月7日

**【重要】事務局開局時間の一時変更及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について**  
兵庫県行政書士会

5月4日（月）、新型コロナウイルスの感染拡大を受け緊急事態宣言の延長措置が発令されたことに伴い、以下の措置を延長します。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止及び職員の安全確保のため、臨時的な措置として、事務局職員につきましては、引き続き、原則、在宅での勤務とすることとし、事務局開局時間を以下のとおりといたします。

(1) 期 間：令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）

※実施期間については、状況によりさらに延長を検討します。

(2) 目 的：①新型コロナウイルス感染拡大の防止

②事務局職員の新型コロナウイルスへの感染リスク軽減

(3) 開局時間：11：00～15：00（電話受付時間も同様）

(4) その他：事務局に出勤する職員はごく一部のみとなりますので、お電話など早期に対応できない場合があります。

2. 行政書士登録に関する事務、職務上請求書の払い出し、職印証明書の交付、その他の申請や手続きにつきましては、感染拡大防止の観点から人と人との接触を極力避けるため、可能な限り郵送での手続きにご協力いただけますようお願いいたします。また補正を含めた事務の処理に関しましては、職員数縮小の状況につき通常よりお時間いただくこととなるかと存じます。何卒ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

※ 上記以外にも新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本会事業、事務局運営などについて一部または全部の変更が予想されます。変更のあった場合には、随時本会ホームページ及びお知らせメールにてご連絡いたします。会員各位におかれましては、本会ホームページ及びお知らせメールを定期的にご確認いただけますよう引き続きよろしくお願いいたします。

何卒ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。